

総合型地域スポーツクラブ等分類基準

鹿児島県広域スポーツセンター

令和3年度の「鹿児島県広域スポーツセンター認定クラブ制度」制定に伴い、県内の総合型地域スポーツクラブ及び市町村行政機関（以下「市町村行政」という。）を別表1及び2に示す区分に分類する。

1 目的

- (1) 区分内容に応じた具体的な対応、支援を行うことにより、県及び市町村行政、総合型地域スポーツクラブの三者相互の更なる連携充実を図る。
- (2) 市町村行政の認定クラブ設置状況を記載した「鹿児島県広域スポーツセンター認定クラブ一覧」を作成し公表することにより、認定クラブの認知度・信頼度の向上を図るとともに、未認定の総合型地域スポーツクラブや未設置の市町村行政に対し、認定クラブ基準に準じた状況となるよう連携、支援を行う。

2 分類の開始

本分類基準に伴う区分措置は、令和3年8月1日から開始する。

<別表1 区分：総合型地域スポーツクラブ>

	区 分	内 容	対 応, 支 援
①	認定クラブ	県広域スポーツセンターによる認定審査により認定されたクラブ	認定規程第7条に定める対応を行うとともに、広報媒体を通じての周知や施設の使用料減免、優先予約等について関係団体への働きかけを行う。
②	未認定クラブ	認定クラブに申請する意思はあるものの、認定要件を満たさないため認定を受けられないクラブ	市町村行政と連携し、認定規程第4条に定める認定クラブ基準を満たすための支援を行う。
③	活動休止（解散）クラブ	定款・規約に沿ったクラブ運営ができていない状態が2年間継続し、3年目を迎えたクラブ	県広域スポーツセンターが状況を確認した後、市町村と情報共有した上で解散とみなす。
④	設立準備中	設立準備委員会等の具体的な活動が確認でき、「設立準備申出書」が提出された団体	提出書類を審査し、県保健体育課及び鹿児島県スポーツ協会及び市町村行政と連携して設立に向けての支援を行う。

<別表2 区分：市町村行政>

	区 分	内 容	対 応, 支 援
①	運営支援・連携中	当該市町村内に1つ以上の認定クラブまたは未認定クラブが存在し、支援・連携が行われている市町村	認定規程第7条に定める対応を行うとともに、認定クラブの活用方法や運営体制充実のための情報提供を行ったり相談に応じたりする。
②	設立支援中	当該市町村内に認定クラブまたは未認定クラブの設立に向けて支援・連携が行われている市町村	県保健体育課及び鹿児島県スポーツ協会と連携して設立に向けた支援を行う。
③	普及啓発中	当該市町村内に認定クラブまたは未認定クラブが存在しておらず、設立準備委員会等の具体的な活動が確認できていない市町村	設立意思確認を定期的に行い、意思があれば、設立準備に向けた支援を行う。

本分類基準の改訂は、令和5年6月5日から施行する。